

令和5年1月10日

第11回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和4年度第11回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月10日(火) 午後1時30分～午後2時15分
2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A
3. 出席委員(9名)

会 長	1 番	山野信也			
会長職務代理者	7 番	鬼塚忠正			
委 員	2 番	永田麻衣	3 番	坂口政文	4 番 徳山道也
	5 番	清田伸一	6 番	上田佳子	9 番 前川政樹
	10 番	小山省三			

推進委員 田上政廣 藤本浩人 小山哲司
4. 欠席委員(2人) 8 番 清田 勇 11 番 松本正利
5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第3号 その他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川康幸
事務局	中嶋一成

7. 会議の概要

事務局

ただ今から、令和4年度玉東町農業委員会第11回総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

山野会長

挨拶

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は~~全員出席のため~~(9名で過半数を満たしておりますので)、総会が成立していることを報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。

議長（山野）

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。

議事録署名委員は4番徳山委員、5番清田伸一委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の中嶋さんを指名します。

よろしくお願いします。

つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について2件上がっております。1番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について。
＝1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在38歳で、父、母、妻と一緒にイチゴとみかんの栽培を中心とした農業経営をされています。今回、父所有の土地を譲り受けるため申請されるものです。申請地につきましては、4ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。

可否について審議をお願いします。

議長（山野） 説明が終わりましたので、推進委員さんの意見を求めます。
小山委員。

推進（小山） 親父さんも高齢で息子さんに贈与されます。

議長（山野） はい。ありがとうございました。

議長（山野） ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

4 番（徳山） 後継者の方は何歳ですか。

事務局 38 歳です

議長（山野） ありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第 1 号の 1 番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第 1 号の 1 番は、承認されました。
つづきまして、2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 = 1 頁、議案第 1 号、2 番について議案書をもとに朗読=
それでは、詳細について説明いたします。
譲受人は、現在 72 歳で、野菜栽培を中心とした農業経営をされています。今回、規模拡大のために申請地を買い受けるため申請されるものです。申請地につきましては、5 ページをご覧ください。
なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。
可否について審議をお願いします。

議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
清田伸一委員。

5 番（清田） きれいに管理されていて、問題ないと思います。

議長（山野） はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見ををお願いします。

推進（藤本） 譲受人の方もちゃんと管理されています。問題ありません。

議長（山野） ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

3番（坂口） ここに行くには下側の道から行くのですか。

5番（清田） 上から行く道があります。藤ノ尾の方から。

議長（山野） 他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第1号2番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第1号の2番は、承認されました。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について2件上がっております。1番について事務局より説明をお願いします。

議長（山野） 議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請について
＝2頁、議案第2号、1番について議案書をもとに朗読＝
それでは詳細について説明いたします。

事務局 譲受人は、現在、町内のアパートに夫と子ども2人で暮らしており、現在の住まいでは手狭となったため、夫の母が住む近くに住居を建設するため土地を探しており、今回、売買の契約が成立したため申請されるものです。
申請地は、6ページをご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。この申請地のほかに代わるような土地も周辺にないことから許可相当であると考えます。
ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 坂口委員
3 番（坂口）	地図を見てもらうと分かりますように、周りはすべて宅地になっておりますので問題はありません。
議長（山野）	はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。
推進（田上）	何の問題もないと思われます。
議長（山野）	ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。
議長（山野）	ありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第 2 号 1 番について、承認される方は挙手をお願いします。
	（全員挙手）
議長（山野）	賛成多数。よって議案第 2 号の 1 番は、承認されました。 続きまして、2 番について事務局より説明をお願いします。
事務局	= 2 頁、議案第 2 号、2 番について議案書をもとに朗読= それでは詳細について説明いたします。
事務局	譲受人は、個人経営で塗装業をされています。仕事で使用される資材等は、現在、自宅隣に隣接する東側の敷地に置いている状態です。今回、足場材、道板等を置くスペースが不足してきたため申請地を資材置場として利用するため、今回申請されるものです。 申請地につきましては、7 ページをご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地と判断します。集落に接続して設置されるものであり、この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。 ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山野）

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
清田伸一委員

5 番（清田伸）

自宅の隣で問題は無いと思います。

議長（山野）

はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進（藤本）

問題は無いと思います。

議長（山野）

ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか

3 番（坂口）

資材置場に保管されるものは何ですか。

事務局

塗装用に使用する足場材と道板です。

議長（山野）

他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第 2 号 2 番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（山野）

賛成多数。よって議案第 2 号の 2 番は、承認されました。
続きまして、日程第 4、議案第 3 号農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

8 ページです。（朗読）

9 ページです。議案第 3 号につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、玉東町長から令和 4 年 12 月 26 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

10 ページをご覧ください。（総括表の説明）

11 ページをご覧ください。

事務局

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち新規の利用権設定の賃借権が1件です。面積は、田が1筆で1, 164㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

次に、農業公社利用による所有権移転につきましては、12ページをご覧ください

今回、公社からの売り渡しが、1件成立しております。樹園地が2筆の1, 185㎡です。当事者、物件及び対価等は、そこに記載のとおりです。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

- ・農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ・利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。
- ・対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上です。

議長（山野）

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長（山野）

他に無いようですので、議案第3号、農用地利用集積計画の決定については、(案)のとおり決定いたします。

議長（山野）

その他ですが、事務局から何かありますか。

- ・最適化推進ブロック研修会について

議長（山野）

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時15分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年1月10日

玉東町農業委員会会長

印

4番委員

印

5番委員

印